

火災通報・緊急要請は必ず 119 番へ!!

119 番通報の際は必ず「豊頃町」と!!

FAXによる 119 番通報が可能に

豊頃町は 4 月 6 日から利用できます

▼緊急時は一般電話、携帯電話とも、局番なしの「119 番」へ!!

とちぎ広域消防局運用に伴い、4 月 1 日（豊頃町は 4 月 6 日）からは、十勝管内すべての 119 番通報を高機能指令センター（とちぎ広域消防局）で、一括受信します。

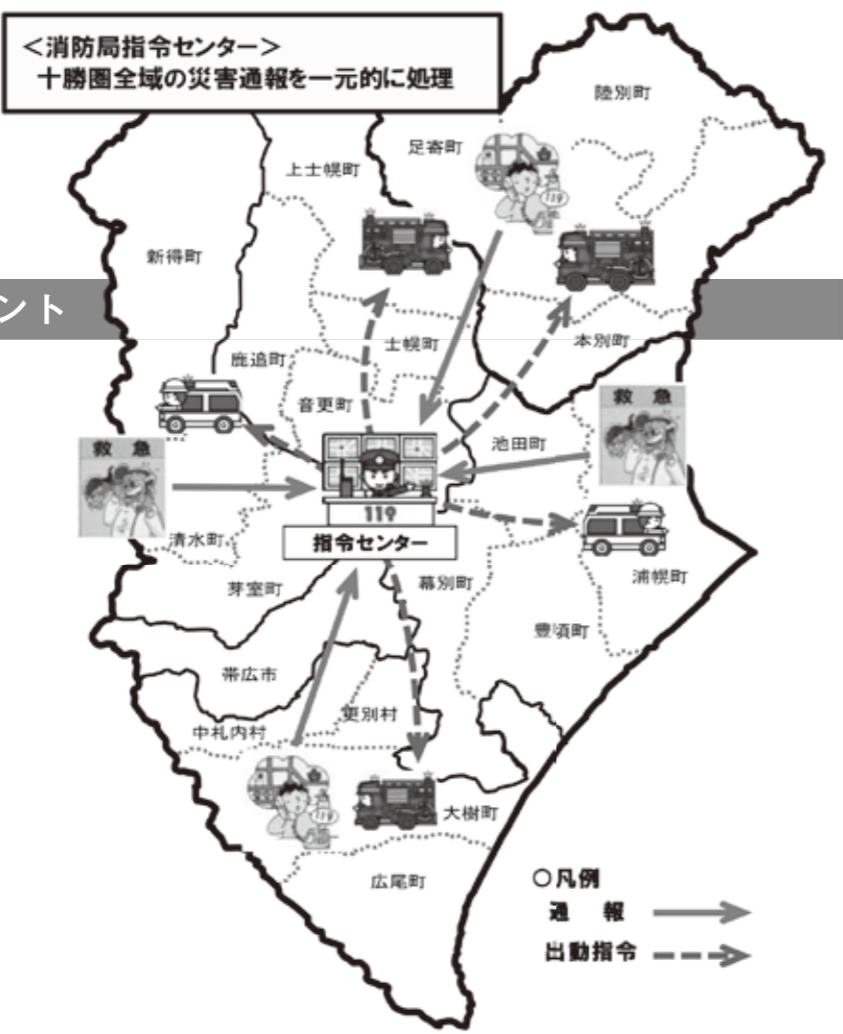
高機能指令センターで 119 番通報を受信した場合、一般電話は逆探知機能により、携帯電話は発信基地情報により、それぞれ通報者の位置把握が可能ですが、各消防署の一般電話へ直接通報してもこの機能は利用できません。

迅速な災害場所特定のため、火災通報や救急要請の際は、必ず 119 番通報をお願いします。

▼「119 番」通報のポイント

緊急時は気が動転し、落ち着いて正確に 119 番通報ができないことがよくあります。

- ①係員が応答したら、まず、火事・救急・救助など通報の種類を伝えます。
- ②場所を知らせるときは、「豊頃町○○町▲▲番地××アパート名、建物番号、階数・部屋番号」等できる限り詳しく伝えてください。
- ③氏名は、地図等に掲載されている氏名や世帯主の氏名を伝えることが大切です。
※住所等が不明な場合は、目標物（目印になるもの）をできるだけ詳しく伝えてください。
- ④通報している方の氏名、場所、通報に使用している電話の番号等を伝えます。
- ⑤その他係員に聴かれること分かる範囲で答えてください。



■FAX119 番通報とは

とちぎ広域消防局高機能指令センターの運用により、耳や言葉の不自由な方が、緊急通報を行う場合の補助手段として、ファクスを利用して消防車又は救急車を要請することができます。
※豊頃町は 4 月 6 日からご利用いただけます。



■利用対象者

耳や言葉の不自由な方であれば、どなたでもご利用いただけます。

■利用条件

他の手段により緊急通報できない場合の補助的な手段です。

■利用方法

- ① FAX 送信用紙に、住所・名前などの必要事項を記入し（あらかじめ記入しておきます）、局番なしの 119 番へ FAX します。
- ②送信された 119 番 FAX はとちぎ広域消防局指令センターで受信し、直ちに「救急車を出動させました」などの「確認 FAX」を返信します。

■利用時の注意点

「確認 FAX」が届かない場合は、とちぎ広域消防局に「FAX 通報」が届いていない可能性がありますので、再送信していただくか、直ちに近くの人に助けを求めるなど、他の手段で通報してください。

※火災等で危険な場合は、直ちに安全な場所へ避難してください。

■FAX 送信用紙の配布

豊頃消防署、役場福祉課、大津支所に「119 番 FAX 送信用紙」を備え付けてありますので、必要な方はご利用ください。

電子メールでも 119 番通報ができます。

■メール 119 番通報システムとは

十勝管内に居住しており、聴覚障害者等で身体障害者手帳の交付を受けている方等が、他の手段により緊急通報ができない場合の補助手段として、携帯電話機等の電子メール機能を利用して消防車又は救急車を要請することができるシステムです。

■利用と問合せ先

ご利用には事前登録が必要となりますので、利用希望者は、豊頃消防署（574-2310）、役場福祉課（574-2214）、とちぎ広域消防局情報指令課（0155-26-9126）のいずれかへお問い合わせください。

▼火災通報・救急要請は必ず 119 番へ

広報とよころ

▼FAXによる119番通報が可能に

広報とよころ